

『マタハラ Net の被害者相談支援活動～設立から3年半の活動報告』

埼玉学園大学大学院准教授 杉浦浩美

【報告概要】

- ①報告者はマタハラ Net が行ってきた相談支援活動の社会的意義と、そこに寄せられた被害の実態を明らかにすることを目的に、相談事例分析を行った。
- ②分析対象としたのは 2014年7月の団体設立時から2017年12月までの3年半である。
- ③相談事例は、相談者についての個人情報^は省き、データを匿名化したうえで分析している。

【マタハラ Net に寄せられた声の件数】

- ①団体設立から現在まで、メール等で寄せられた相談・体験談の件数・530件。
うち、相談メールが439件。体験談として寄せられたものが91件。
- *ただし、活動開始から2015年までは「相談」と「体験談」をカテゴリ分類していないため、すべて「相談」としてカウントしている。
- *また、2016年以降に「体験談」として寄せられたメールの中にも、実質的には「相談」として対応されているものもある。

表 マタハラ Net に寄せられた「声」 (件数)

期間	総件数	相談	体験談
2014年（7月～12月）	55	55	—
2015年	77	77	—
2016年	103	57	46
2017年	76	49	27
2018年	145	132	13
2019年（10月まで）	74	69	5

【本報告の分析対象】

2014年7月から2017年12月までに寄せられた311件のうち「相談」238件。
（「体験談」73件を除く）

【相談支援活動の実際】

- ①相談支援活動にかかわったスタッフ数
対象期間の3年半の間に相談への返信・対応をした団体メンバーは10名。
もっとも多く対応しているのは現代表の宮下で、238件の約3分の1を担当。

②相談と返信のメール数

ひとつの相談について相談者からのメールがもっとも多かったのは28通。

団体からの返信で、ひとつの相談につき、もっとも多かった返信メール数は30通。

【相談者の居住地域】

メール相談の特徴として、全国34都道府県から相談がよせられている。

海外（香港）からも1件あり。日本在住の外国人からの相談は3件。英文の相談メールに対してはスタッフが英文で返信。英語で対応してくれる相談機関を紹介。

相談の多かった上位5つの地域は以下。

表 相談者の居住地域 (件数)

1	東京	62
2	神奈川	20
3	大阪	19
4	千葉	19
5	埼玉	14

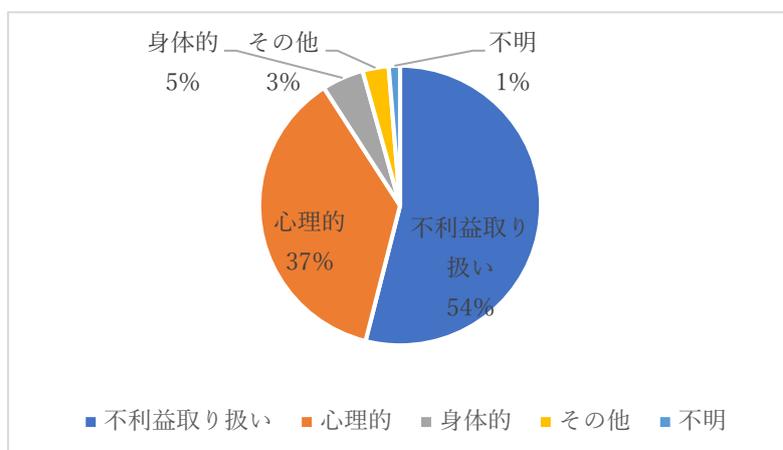
【相談内容について】

A被害の内容

被害は複合的であり、多くのハラスメントに心理的、身体的要素が含まれている。そのうえで、被害内容としてもっとも訴えが強かったもの、あるいは被害が深刻だったものを分類対象としている。

*メールの文面から被害内容を読み取るという方法的な限界があることをお断りしておく。

図 被害の内容



①相談の半数以上が「不利益取り扱い」に関するもの。ついで「心理的ハラスメント」。この二つの被害で全体の9割を占める。

②「身体的ハラスメント」は5%。だが、その内容は非常に深刻。

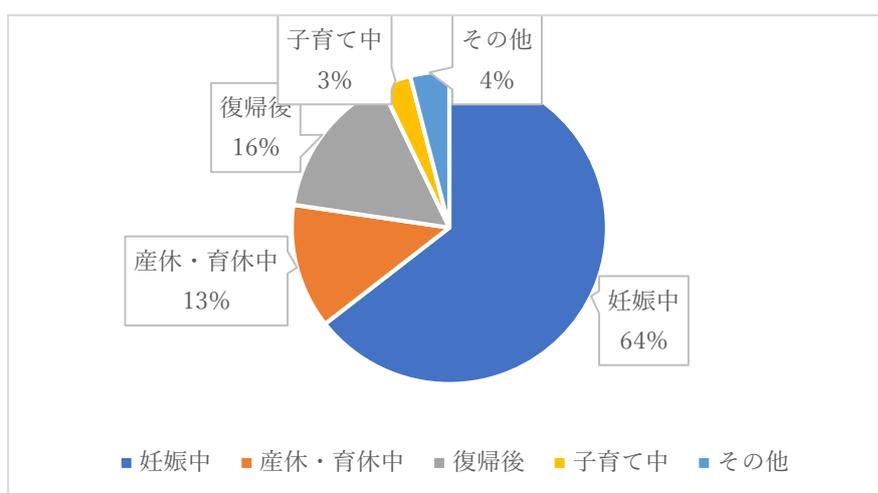
「暴言によってPTSDを発症した」「退職に追い込まれる過程のなかでうつ病になった」「会社からの圧力で墮胎した」など。

「身体的ハラスメント」に分類した以外にも、切迫早産や切迫流産、流産、妊娠悪阻など、身体的トラブルが記載されているものは多い。例えば、「妊娠悪阻で休みをとって復帰したら、職場でいじめられた」「流産したことに對して暴言をはかれた」など。

B 被害時の状況

被害を受けたときの状況は「妊娠中」がもっとも多く、6割を超える。次に「復帰後」、ついで「産休・育休取得中」で、あわせると3割。

図 被害時の状況



①「妊娠中」の被害は、退職勧奨や解雇、契約終了などといった、雇用そのものを脅かすものが多い。仕事を失いかねない状況下で女性たちは、「妊娠しなければよかった」「子どもの誕生を喜ばなくなった」など、妊娠そのものを否定的に考えるところまで追いつめられている。また、雇用そのものは継続できたとしても、「夜勤免除が認められない」「必要な配慮をえられない」といった訴えも多い。こうした、妊娠中に受けるハラスメント行為は、心理的にはもちろん、身体的に深刻な被害をもたらさうという意味で非常にリスクである。

②「産休・育休取得中」にうける特徴的な被害として「復帰面談におけるハラスメント」がある。「復帰の際の三者面談での言動によりうつ症状が出始めた」といった深刻な事例も寄

せられている。「居場所はない」「戻る場所はない」など復帰そのものに圧力がかけられたり、子どもをもって働くこと自体をリスクとしてとらえ、「前と同じようには働けない」と決めつけ、復帰前よりも処遇を切り下げようとするなど、こうした「復帰時のハラスメント」についても、改めて問題化していく必要がある。

③「復帰直後」の被害としては、減給や降格処分、一方的な職務変更、非正規への転換強要、約束された昇進が見送られるなど「不利益取り扱い」に関するものが多い。遠方への転勤など、退職せざるを得ない状況に追い込まれたうえで、自己都合退職を迫られるケースもある。

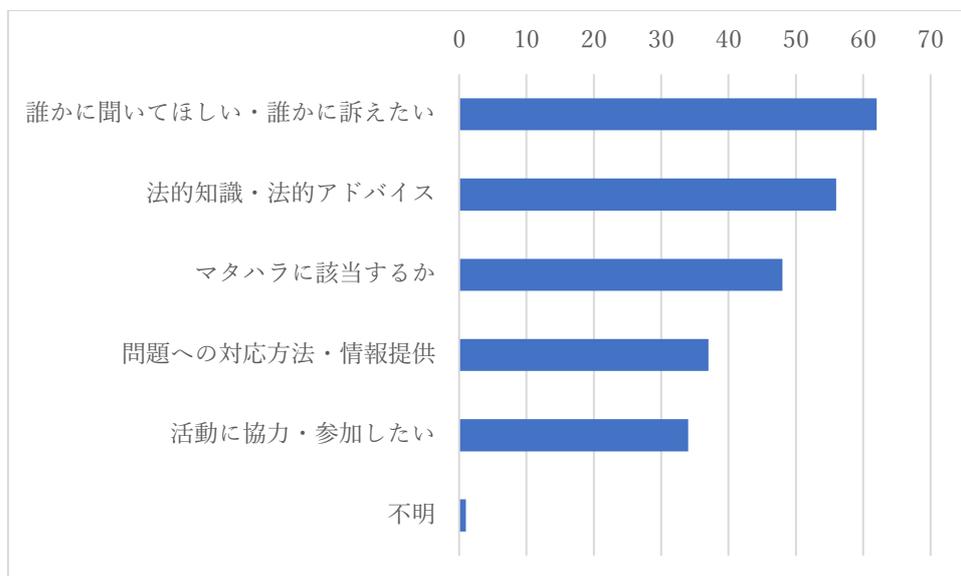
④「子育て中」は、復帰後しばらくしてからの「子育て中」の被害事例。「二人の子の子育て中の無理な勤務配置」や「小児がんの子の看病中に暴言をうけた」など。

⑤「その他」には、不妊治療中や流産後に受けた被害が含まれている。

C相談の主な目的

相談者がメールを寄せた「主な目的」は以下の通り。

図 相談の主な目的（件数）



①もっとも多かったのは、相談の目的が明確にあるわけではないが、「誰かに話を聞いてほしい・誰かに訴えたい」というもの。具体的な情報やアドバイスを求めるといより、自分の辛さ・苦しさを知ってほしい、経験を聞いてほしい、誰かにわかってほしいという「悩み相談」的なものである。「毎日辛い」「納得がいかない」「居場所がない」「ただの愚痴です」「夜も眠れない」「精神的に参っている」など、追い詰められた女性たちの苦しみの声が寄せられている。現在進行形の被害だけでなく、過去の被害についても寄せられている。「(妊

娠中に受けた被害が忘れられず) 未だに PTSD のようにフラッシュバックし夢にも見てしまう」「9年たった今も、その時の〈悲しみ、苦しみ、悔しさ〉を忘れることができない」など。

②相談目的として同じく多かったものが「法的知識・法的アドバイス」を求めるもの。「違法性があるか」「訴えることはできるか」「雇用均等室では法的に問題ないと言われたが、本当にそうなのか」「専門の弁護士を紹介してほしい」など。会社と交渉中で緊急を要する、という相談もあり、なかには「〇〇日までに返信がほしい」といった切羽詰まったものもある。組合や労働局など他の機関に相談したが、そこで満足な対応が得られないという相談も多く、二次相談先としての役割も果たしている。

③それらのつぎに多かったのが、職場の行為が「マタニティ・ハラスメントに該当するか」という相談（これは、管理職や同僚など、被害当事者以外からも寄せられている）。自分が直面している「悪質な行為」を「被害」と自覚できずに、「私のわがままですか」「私が悪いのでしょうか」と自分を責めているものもある。心身ともに追いつめられた状態で「女性側の責任」と思いきまされてしまう構造がある。

④「問題への対応方法・情報提供」に分類したのは、法律知識というより、相談先の情報を求めたり、上司への対応方法や会社との交渉の仕方など、実践的なアドバイスを求めるもの。回答者も多くが被害当事者であり、その経験から具体的な知恵やアドバイスを提供している。

⑤「活動に協力したい・参加したい」は、相談や体験談を寄せるとともに、団体の活動に「参加したい」「手伝いたい」「交流会に参加したい」などの意思表示が示されていたもの。マタハラ Net 開設当初は、こうしたメールが多く寄せられ、実際に、その後、スタッフとして活動している人もいる。

D 相談時の状況

団体への相談時、既にほかの機関、あるいは個人に相談していたことが読み取れたケースが69件あった。相談相手が個人の場合、多かったのが「家族」(8件) つぎに、「知人・同僚」(6件)。公的な機関の相談先としては、次の通り。

表 他機関への相談（複数回答あり） （件数）

労働局（雇用均等室・労働基準監督署等）	28
所属組織内（組合・管理職・人事部等）	18
公的支援機関（ホットライン・派遣ユニオン等）	12
弁護士（裁判係争中含む）	6

①全体の約 3 割近くの相談が、既に他の機関に相談した後の二次相談として寄せられている。一次相談先としてもっとも多かったのが、労働局の機関で、雇用均等室や労働基準監督署等。次に多かったのが、所属している組織内への相談で、組織内の組合や人事部、総務部などのほか、加害者ではない他部署の管理職。そのほか、さまざまな団体が設けているホットラインや個人で相談できる組合（ユニオン）などがあげられている。現在裁判係争中であるという事例も含め、既に弁護士に相談している人もいた。

一方で、団体に相談を寄せるまで誰にも相談できずひとりで抱え込んでいるケースも多い。マタハラ Net の相談活動が、一次相談機能と二次相談機能の両方の役割を果たしていることがわかる。

【マタハラ Net の相談支援活動の特徴と意義】

①「被害者が被害者を支援する」という活動形態

相談支援にあたっている団体メンバーは、多くがマタニティ・ハラスメントを経験した当事者たちである。被害に苦しんでいる女性たちの相談に、徹底的によりそい、共感し、励ますという態度が貫かれている。理解者もなく孤独に苦しんでいる被害女性たちの「心の駆け込み寺」の役割を果たしている。

②情報提供やアドバイスは具体的で実際的である

一次相談者には、複数の無料相談機関（女性弁護士による働く女性の為のホットライン、日本労働弁護団ホットライン、労働情報相談センター等）の情報を詳細に伝えている。また、相談者の状況に応じて、どこに相談をすればいいか、誰に理解を求めればいいのかなど、自らの経験を示しながら、実際的なアドバイスをしている。

③弁護士等の専門家のサポートを得ている

二次相談者や法的・専門知識を求める相談者に対しては、サポート弁護士らの協力を得て対応している。相談体制が整うなかで、相談記入シート（相談内容を弁護士に伝えるシート）等も作成され、「1 回に限り弁護士からの回答を得られる」というシステムも作られている。

③被害者を孤立させないという支援～連帯への働きかけ

相談者が孤立しないよう、団体が実施している「交流会」への参加を促す、各地域で他の被

害者とつながれるようサポートをするなど、支援は多岐にわたる。

【相談事例からみる現状と課題】

① マタニティ・ハラスメントは、妊娠・出産する「女性の身体性」を、非効率的なもののみならず、労働の場から排除しようとする圧力装置である。それは妊娠期間中だけでなく、出産後も育休中も、職場復帰後も、あらゆる段階で作動していることを改めて確認。

② 不妊治療、流産、あるいは子どものいない女性など、防止法に規定された「妊娠・出産ハラスメント」以外でも、被害は発生している。

③ 加害者は「個人」だけではない。加害者が「組織」であったり「システム」であったり、「個人」と「組織」の「複合体」であったりと多様なのが、マタニティ・ハラスメントの特徴。加害者が「組織」や「システム」である場合、社内の相談窓口は機能しない。

④ 公的な相談機関、所属組織内の相談機関、ともに、相談支援が機能していない事例が多い。相談支援体制のあり方が大きな課題。